

(別添)

ひきこもり実態把握・情報発信事業業務委託 審査基準表

審査項目	審査事項	配点(評価×点)	総合
1 内容構成功率	○事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。	10点(5×2点)	30
	○業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成される企画となっているか。	10点(5×2点)	
	○計画的な業務スケジュールとなっているか。	10点(5×2点)	
2 運営体制	○業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	10点(5×2点)	10
3 企画内容	○提案内容にアイデアや独創性がみられるか。	5点(5×1点)	50
	○適切な実態把握や調査結果の分析を行うための集計、分析手法となっているか。	10点(5×2点)	
	○個人情報保護、情報セキュリティ確保への対策が十分取られているか。	5点(5×1点)	
	○調査回収率向上のための工夫が見られるか。	10点(5×2点)	
	○効果的な周知・広報となるよう工夫が見られるか。	10点(5×2点)	
	○多くの広報媒体を用いて広報を行うことができるか。	10点(5×2点)	
4 経済性	○提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減は図られているか。	5点(5×1点)	5
5 実績	○本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5点(5×1点)	5
			100

【審査方法】

- (1)委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2)全ての委員の点数を集計する。
- (3)集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議によって決定する。
- (4)委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5)参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である60点(満点100点×6割)以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準(5段階)】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案